

野洲市 MIZBE ステーション事業官民連携支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「野洲市 MIZBE ステーション事業官民連携支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 野洲市 MIZBE ステーション事業官民連携支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「野洲市 MIZBE ステーション事業官民連携支援業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで
※本業務に係る契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定に基づく債務負担行為としているものである。

3. 予算額

委託料の上限は 29,986,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

令和 6 年 4 月 23 日（火）	公募開始
令和 6 年 5 月 14 日（火）	質疑受付締切
令和 6 年 5 月 17 日（金）	質疑に対する回答予定
令和 6 年 5 月 23 日（木）	企画提案書等の提出締切
令和 6 年 5 月 27 日（月）	参加資格審査結果の通知
令和 6 年 6 月 3 日（月）	プレゼンテーション審査
令和 6 年 6 月 10 日（月）	結果通知予定

※MIZBE ステーションの整備には、整備計画について、国土交通省の承認を得る必要があります。承認が得られないときは業務の途中で契約を解除する場合があります。

6. 参加資格

- 1 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。

- (3) 国税、地方税を滞納していない者であること。(過去を含めて税に未納がないこと。)
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 野洲市暴力団排除条例(平成23年野洲市条例第22号)第6条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。
- ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 令和元年度以降に地方公共団体等が発注した本業務の内容と同種(公有地の民間活力活用事業に係る民間等事業者公募における募集要項作成支援から事業者選定までの一連の業務)又は類似(同業務の基本協定締結支援を除く、募集要項作成支援から事業者選定支援までの業務)の業務を受託した実績があること。
- (7) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有するもの及び野洲市の指示に柔軟に対応できる者。
- (8) 国土交通省の建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に定める「都市計画及び地方計画部門」に登録があること。
- (9) 管理技術者、照査技術者は、技術士(都市計画及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画)のいずれかの資格を持つ者を配置することができる者であること。

2 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。

なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登録された者は、次の(1)から(4)の書類を省略すること

とができる。

- (1) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - (2) 個人にあつては、身分証明書
 - (3) 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - (4) 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
- 3 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. 説明会（実施する場合）

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8. 質疑・応答

- (1) 提出方法 質問書（様式1）により、この要領に記載している電子メールアドレス宛に提出するものとする。電話での質問には応じない。
- (2) 提出期限 令和6年5月14日（火）正午まで
- (3) 回答方法 質問内容を含めて本市のホームページで公表する。公表に当たっては、質問者を伏せた上で令和6年5月17日（金）15時より回答予定。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び野洲市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式2）…1部

イ 企画提案書（任意様式）…正本1部（要押印）、副本7部（押印不要）

①仕様書に記載の業務内容の実現に向けて、野洲市の現状等を踏まえて、自社の優位性に基づく業務全体の考え方や業務の進め方、工程、スケジュール等

②本業務の実施にあたり想定される課題や対応方針、市のリスクヘッジに必要な着眼点や問題点、解決方法等、本事業の効果的な実現に向けた独自の提案等

ウ 価格見積書（要押印、要封緘）…1部

見積金額の明細を記載し、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。

エ 業務受注実績調書（様式3）…1部

オ 業務の実施体制（様式4）…1部

カ 担当者の類似業務実績（様式5）…1部

キ 会社概要書（任意様式、パンフレット可）…7部

会社の規模や業務内容等について記載のこと。

(2) 企画提案書作成方法

ア 企画提案書は A4 判、横書き、長編綴じ、フォントサイズ 10.5 ポイント以上、表紙は含めず 20 頁以内とし、A3 判用紙を折り込んだ場合は 2 頁として計上する。

イ 正本のみ表紙に会社名等を記入し、副本には会社名が推測される記載やデザイン等を削除すること。

(3) 提出期間

令和 6 年 5 月 23 日（木）正午まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記の提出期間終了までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市都市建設部河川防災ステーション推進室

電話番号 077-516-4630 メール kasenbousai@city.yasu.lg.jp

10. 契約候補者選定方法

(1) 審査委員会

野洲市職員により構成された野洲市 MIZBE ステーション事業官民連携支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会を設置し審査する。

(2) 審査方法

①一次審査

応募者が 5 者を超えた場合は、一次審査として書類審査を実施し 5 者を選考する。

ア 実施日 令和 6 年 5 月 27 日（月）

イ 結果通知 応募者全員に参加資格審査結果を電子メールで通知する。

②二次審査

ア 審査は、審査委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション並びに質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

イ 「評価基準一覧表」に基づき各審査委員が採点を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。

ウ 応募者が 1 者の場合であっても、審査委員会は審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が 6 割に達していないと判断された場合においてはこの限りではない。

エ プレゼンテーション審査は原則非公開で行う。（各提案事業者が保有する特別なノウハウ等が含まれることが想定され、各提案事業者の競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるため。また、審査委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。）

(3) プレゼンテーション審査

- ① 実施日 令和6年6月3日（月）
- ② 会場 野洲市役所本館2階 第5会議室
- ③ 時間等の 詳細は、第1次審査で選定された参加者に結果通知とともに連絡する。
- ④ プレゼンテーションの時間は1提案事業者あたり40分以内（準備5分、提案書説明20分、質疑応答10分、後片付け5分）とする。
- ⑤ 説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。
- ⑥ 出席者は1提案事業者あたり3名以内とし、内1名は受託した場合における管理技術者であること。
- ⑦ プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。
（プロジェクター、スクリーンを持ち込むことも可能）

(4) 審査結果

審査委員会で審査した提案事業者宛てに「審査結果通知書」を送付する。

11. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

12. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

13. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を野洲市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加届の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、担当課宛に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「3. 予算額」にある額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

14. 問合せ先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市役所都市建設部河川防災ステーション推進室

電話番号 077-516-4630 メール kasenbousai@city.yasu.lg.jp